

令和3年6月19日

保護者の皆様

那覇市長 城間幹子
(公印省略)

緊急事態宣言措置の延長に伴う就学前教育保育施設の対応について

【第57報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度、緊急事態宣言の延長を受けて、別紙の「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」(以下「県対処方針」という)及び市内就学前教育保育施設の感染状況等を勘案し、【第56報】で通知の特別保育を終了いたします。

しかしながら、緊急事態宣言が延長されていることや就学前教育保育施設の感染状況等について引き続き留意する状況にあることから、保護者の皆様には、可能な限りの登園自粛をお願いし、感染症拡大防止へのご理解とご協力をお願いいたします。その場合、自粛に伴う保育料等は減免措置等の対象といたします。

つきましては、下記のとおり取り扱う事といたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本決定事項は6月18日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 実施内容

別添「県対処方針」及び「緊急事態宣言に伴う就学前教育保育施設の対応について(令和3年6月18日変更)」(保護者向け)のとおり。

2 実施期間

令和3年6月21日(月)～同年7月11日(日)

緊急事態宣言に伴う 就学前教育保育施設の対応について

1【登園の自粛】

○感染拡大防止の観点から、登園の自粛を要請いたします。保護者の皆様においては、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いします。この場合、保育料等の減免措置等の対象といたします。

2【健康管理等の徹底】

○検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いします。

○園児については、発熱があった場合、解熱後24時間は自宅で様子を見てください。なお、発熱の有無にかかわらず、体調不良の場合、及び保健所や医療機関よりPCR検査の必要があると判断された場合は、登園を行わないでください。

○同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り、登園をお控え下さい。

○同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。

○家族に感染者が発生した、または、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。

3【外出の自粛】

○別添の県対処方針のとおり、健康維持や生活に必要なものを除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。

○県外への往来については、【第53報】のとおり、健康観察及び帰沖後2週間の登園自粛を可能な限りお願いいたします。なお、この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

4【園行事について】

○人を園に集める行事については、原則「延期」となっておりますので、ご理解の程よろしくをお願いします。